

四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止 に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市看護医療大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為の防止に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、本学の教員、助手、研究員、学生等及び研究分担者など研究に関わる学外研究者や研究支援人材を含むものとする。

2 この規程において「学生等」とは、学部学生及び大学院生、科目等履修生、聴講生、研究生、その他本学に在学して修学する者をいう。

3 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより引き起こされる次に掲げる行為及びそれらに助力すること（以下「特定不正行為」という。）をいう。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 上記の特定不正行為以外にも、同じ研究成果の重複発表や論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサiershipなど、本来の趣旨を歪めるような行為は、特定不正行為に準じて認定することができる。

4 この規程において「部局」とは、学科、研究科、附置研究機構等をいう。

(学長の責務)

第3条 本学における特定不正行為の防止に関しては、学長が統括し、特定不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、厳正かつ適切に対応するものとする。

2 学長は、特定不正行為の防止について意識向上を図るため、研究者等に対して、研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(部局の長の責務)

第4条 部局の長は、当該部局における特定不正行為の防止等を統括し、特定不正行為に関する通報、告発（以下「通報等」という。）を受けたときは、予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

2 部局の長は、特定不正行為の防止を図るため、研究者等に対して、本規程に定める研究倫理教育を実施するものとする。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、高い倫理性を保持し、特定不正行為を行ってはならない。

2 研究者等は、この規程及び部局の長の指示に従い、本規程に定める調査等に協力しなければならない。

3 研究者等は、部局の長の指示に従い、年1回以上の研究倫理教育を受けなければならない。

(受付窓口)

第6条 本学における通報等及び通報等に関する相談に対応するため、企画部に受付窓口を置く。

(通報処理体制等の周知)

第7条 学長は、受付窓口、通報等及び通報等に関する相談の方法その他必要な事項を学内外に周知するものとする。

(通報等の方法)

第8条 通報等は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を受付窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 前項の書面は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 特定不正行為を行ったとする研究者等又はグループ等の氏名又は名称

(2) 特定不正行為の具体的内容

(3) 特定不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

3 受付窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

4 学長は、通報等を受理したことについて当該通報等を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。

5 学長は、報道により、又は学会、他機関から特定不正行為が指摘された場合にも、通報等があったものとみなして適切に対処するものとする。

(通報等に関する相談の方法)

第9条 通報等に関する相談は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を受付窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 受付窓口は、前項の相談を受け付けた場合において必要と認めるときは、当該相談者に対して通報等の意思を確認し、通報等に準じて取り扱うことができるものとする。

(受付窓口の担当者等の義務)

第10条 受付窓口の担当者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該受付窓口の担当者でなくなった後も同様とする。

(通報等に係る事案の調査)

第11条 学長は、通報等を受け付けた旨の報告を受けたときは、当該部局の長に通知するとともに、本規程に定めるところにより、当該通報等がなされた事案について、必要な調査

を行わせる。ただし、通報等に準じて取り扱うこととされたものについては、学長が必要と認める場合に限り、当該部局の長に通知し、必要な調査を行わせるものとする。

2 学長は、通報等の内容について、不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているものであると認められる場合には、速やかに調査等を行わせ、相当の理由があると認めるときは、当該通報等の対象となっている研究者等（以下「被通報者」という。）に警告を行うものとする。

（通報等に係る事案の予備調査）

第12条 学長は、通報等を受理した旨の報告を受けたときは、当該報告を受けた日から概ね30日以内に、被通報者の所属する部局（以下「当該部局」という。）の長に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。

- (1) 特定不正行為が行われた可能性
- (2) 科学的合理的理由と当該通報等がされた特定不正行為との関連性・論理性
- (3) 研究の公表から通報等がされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えるか否か

(4) その他必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、当該部局の長は、次の各号に掲げる事項を当該調査結果の報告と同時に学長に通知するものとする。

- (1) 次条の規定による調査の要否
- (2) 調査中における一時的措置に関する意見等
- (3) 特定不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報等が悪意に基づくものである可能性

3 当該部局の長は、予備調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。

4 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力をするものとし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

（本調査）

第13条 学長は、前条の予備調査の結果に基づき、当該通報等がなされた事案について、更に本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを速やかに決定する。

2 学長は、本調査を行うことを決定したときは、30日以内に調査委員会を設置する。

3 学長は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

4 学長は、当該通報等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分を受けた機関（以下「資金配分機関」という。）及び文部科学省に通知する。

5 学長は、本調査を行わないことを決定したときは理由を付してその旨を通報者に通知する。

6 学長は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者が所属する部局又は他機関の長にその旨を通知する。

7 学長は、前2項に定める通知を受けた通報者等から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて前条の予備調査について、当該部局の長に再調査を求めることができる。

(調査委員会の設置)

第14条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、委員長は、学長をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 当該部局の長
- (3) 当該部局の教員 若干名
- (4) 当該部局以外の部局の教員で、当該通報等の対象となっている研究分野の教員 若干名
- (5) その他学長が必要と認める者

2 委員の半数以上は外部委員で構成しなければならず、前項第3号から第5号までの委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから、学長が委嘱する。

(調査委員会設置の通知)

第15条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に異議申立をすることができる。

3 前項の異議申立があった場合、学長はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立に係る委員を交代させる。

4 学長は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは当該調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

(調査委員会の調査)

第16条 調査委員会における調査は、当該通報等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリングにより行い、必要に応じ、被通報者に対して、再実験等を要請して必要資料の提出を求め、これに基づく調査等を行うものとする。

2 前項の調査に際しては、被通報者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験等を要請する場合には、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を与えなければならない。

3 被通報者は、前項の弁明の機会において、当該通報等の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを科学的根拠に則り、説明しなければならない。なお、本来存在すべき基本的な要素の不足により不正行為の疑いを覆すに足りる証拠

が示せないときは不正行為と認定される場合がある。

4 調査委員会は、調査等の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

5 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力をするものとし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

6 調査委員会は、当該調査において必要と認めるときは、調査に関連する被通報者の研究を調査の対象とすることができる。

7 調査委員会は、第1項及び前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。

8 調査委員会は、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（通報者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮するものとする。

（調査結果の報告）

第17条 調査委員会は、調査の開始後概ね150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行い、当該調査の結果をまとめて書面により学長に報告するものとする。

（1） 特定不正行為が行われたか否か

（2） 特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

（3） 特定不正行為が行われていないと認定したときは、告発内容の信憑性と意図

（調査結果の通知）

第18条 学長は、調査の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）並びに文部科学省、暁学園理事会及び被通報者が所属する部局の長に通知するとともに、被通報者が他機関に所属する場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。

2 学長は、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対しても当該調査の結果を通知する。

3 学長は、調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する部局（他機関に所属する者であるときは、当該他機関）の長に通知する。

（不服申立）

第19条 調査の結果、特定不正行為が行われたと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、学長に対し、不服申立てをすることができる。

2 調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立により次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、学長に対し、不服申立てをすることができる。

3 前2項の場合において、当該不服申立をする者は、前条第1項の通知を受けてから30日

の期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

4 学長は、第1項の不服申立を受けたときは、その旨を通報者に通知し、及び当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び文部科学省に対してもその旨を通知する。

5 学長は、第2項の不服申立を受けたときは、通報者が所属する部局の長及び被通報者に通知し、及び通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対してもその旨を通知する。

(不服申立の審査及び再調査)

第20条 学長は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立の審査を行わせる。ただし、不服申立の趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において学長が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させ、又は新たに調査委員会を設置するものとする。

2 前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに学長に報告する。

3 学長は、被通報者及び通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被通報者に対し、調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。

4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から概ね50日（前条第2項の不服申立の場合にあっては30日）以内に、調査結果を学長に報告する。

5 第18条各項の規定は、前項の調査結果の通知に準用する。

(調査委員会の運営)

第21条 本規程に定めるもののほか、調査委員会が行う本調査及び不服申立の審査に関し必要な事項は、調査委員会の議を経て、学長が定める。

2 第10条の規定は、第12条から前条までに定める調査等に関与する者に準用する。

(調査資料の提出)

第22条 学長は、当該通報等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものである場合において、当該資金配分機関から要求があるときは、当該調査に係る資料を提出し、又は閲覧させることがある。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の公表等)

第23条 学長は、第17条又は第20条第4項の調査委員会の調査結果の報告（以下「調査結果の報告」という。）において、特定不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。

(1) 特定不正行為に関与した者の所属及び氏名

- (2) 特定不正行為の内容
- (3) 学長又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

2 学長は、調査結果の報告において、特定不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、不正行為が行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、被告発者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。

3 学長は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。

4 学長は、前3項の場合において、第17条の調査結果に基づく公表を行うときは、第19条第1項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。

5 学長は、当該公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

6 学長は、調査結果の公表に至るまで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して情報が漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

（調査中における一時的措置）

第24条 学長は、本調査を行うことを決定したときは、調査結果の報告を受けるまでの間、当該通報等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じるものとする。

（認定後の措置）

第25条 学長は、調査結果の報告において、特定不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、前条の規定により講じられた措置の延長を当該部局の長その他の関係者に求めることができる。

2 学長は、調査結果の報告において、特定不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、証拠保全の措置その他当該通報等に基づき講じた一切の措置を解除し、及び当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に周知するなど、特定不正行為が行われていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

3 前2項の場合において、学長は、調査結果について、第19条の不服申立があったときは、前2項により講じた措置を保留し、又は前条の措置を講じるなど、必要な措置を講じるものとする。

4 前項の措置を講じた場合において、学長は、当該不服申立に関し、第20条第4項の規定による調査結果の報告を受けたときは、当該報告に基づき、第1項又は第2項に定める措

置及び必要に応じて第 23 条の規定による公表の措置を講じるものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第 26 条 学長及び部局の長は、通報等（通報等に関する相談を含む。）をしたことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長及び部局の長は、単に通報等があったことをもって、当該通報等に係る被通報者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

（庶務）

第 27 条 本規程に関する庶務は、企画部で行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。